

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部

利益相反マネジメントポリシー

令和5年9月13日理事長決定

1 目的

東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）デフリンピック準備運営本部（以下「準備運営本部」という。）の「利益相反マネジメントポリシー」は、東京都生活文化スポーツ局が策定した「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」に基づき、利益相反に対する基本的な考え方を示すとともに、客観性・透明性のある手続を確保し、これを適切に管理することを目的とする。

2 対象者

本ポリシーの対象となる者は、役員（理事及び監事）及び準備運営本部職員（以下「役職員等」という。）である（地方公共団体から派遣された職員、民間企業等から出向している職員（以下「出向職員」という。）及び労働者派遣法により派遣された職員を含む。）。

3 利益相反取引の該当となる取引相手

本ポリシーに定める利益相反取引の該当となる取引相手は、役職員等が所属する他の企業・団体、役職員等の近親者、役職員等が個人的に利害関係を有する取引先等とする。

4 利益相反取引該当性

本ポリシーにて利益相反に該当する取引及び行為（以下「利益相反取引等」という。）は以下とする。

（1）利益相反取引

- ア 役職員等が、自己又は第三者のために準備運営本部と取引をしようとする事
- イ 準備運営本部が役職員等の債務を保証すること、その他役職員等以外の者との間において準備運営本部と当該役職員等との利益が相反する取引をしようとするとき
- ウ 役職員等が、自己又は第三者のために準備運営本部の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- エ 出向職員が、出向元企業との取引等に関与すること

（2）その他の利益相反行為

- （1）に直接は該当しないが、役職員等の利益と準備運営本部の利益が相反する行為。
- なお、ここでいう利益とはいわゆる経済的行為にとどまらない。

5 基本原則

利益相反取引等は、国民や社会からの信頼を獲得、維持する観点から、東京 2025 デフリンピック大会（以下「大会」という。）開催のために真にやむを得ない場合を除き、原則禁止とする。

6 利益相反の例外的承認における判断基準

大会開催のために真にやむを得ず利益相反取引等（該当する可能性があるものを含む。）を行う場合は、デフリンピック準備運営本部利益相反マネジメント委員会（以下「利益相反委員会」という。）において、以下の諸条件を基準とし審議を行うものとする。

- (1) 当該取引が準備運営本部にとって必要不可欠であること
- (2) 当該取引により準備運営本部の公平性、社会的信用、利益が損なわれないことが客観的に判断できること
- (3) 準備運営本部の利益を最大化できる見込みであること
- (4) 当該取引により役職員等が、準備運営本部の職務に対して、個人的な利益を優先させていないと客観的に判断できること

7 自己申告

役職員等は、利益相反の防止・対応のため、着任時に利益相反に関する自己申告書を総務部総務・人事グループ職員で構成する利益相反委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。また、役職員等は、着任後は四半期ごとに利益相反管理チェックシート（以下「チェックシート」という。）を事務局に提出するほか、該当する事案が発生した場合には、その都度事務局に自己申告しなければならない。

なお、自己申告書及びチェックシートの様式については、別に定める。

8 利益相反の管理体制

- (1) 準備運営本部の契約・調達に係る利益相反を適切に管理するため、契約担当部署は、4における利益相反取引該当性に照らし、利益相反取引等に該当する可能性がある事案について、契約の必要があると判断した場合には、事務局に報告し、事務局は当該契約の利益相反該当性について、利益相反委員会に付議する。
- (2) 自己申告等で得た内容を基に利益相反に該当する可能性があること認められる事案については、事務局から利益相反委員会に付議する。

なお、前職・兼業等の企業が利害関係を有する民間企業である者の採用又は民間企業等からの出向受入れに関する事案については、利益相反に該当する可能性の有無に関わらず、利益相反委員会に付議する。

(3) 事案の当事者は、利益相反委員会に対して、本事案について重要な事実を開示しなくてはならない。

(4) 事案の当事者が役員の場合は、利益相反委員会への付議後、理事会に付議し、当該取引について理事会の承認を得なければならない。

9 審査及び調査

(1) 利益相反委員会は、8 (1) 及び (2) に基づき付議された事案の利益相反該当性及び実施の妥当性を審査し、事務局に通知するとともに、デフリンピック準備運営本部長に報告する。

(2) 利益相反委員会は、8 (1) 及び (2) の審査を行うに当たり、利益相反管理に必要な限度で情報を収集し、必要があると認められる場合には、更なる調査を実施することができる。

(3) 役職員等は、前項の調査への協力を求められたときは、これに応じなければならない

10 利益相反委員会

利益相反委員会及び事務局に関する必要な事項は、別途要綱で定める。

11 情報開示

利益相反委員会事務局は、本ポリシー等を役職員等へ周知するとともに、外部に公表する。

12 啓発

利益相反委員会事務局は、役職員等向けに、利益相反の問題意識を高めるため、研修等を実施する。

13 見直しの実施

本ポリシーは、準備運営本部を取り巻く環境、「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」の見直し、国内外の経済社会情勢の変化、利益相反問題の事例や状況等に応じて、適宜見直しを実施する。

14 本ポリシーの改廃

本ポリシーの改廃は、理事長の承認により行う。

附 則

本ポリシーは、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本ポリシーは、令和5年9月13日から施行する。

附 則

本ポリシーは、令和6年4月1日から施行する。